

【ドイツ】洞爺湖サミットに向けた日独治安当局の協力をめぐる議会質問

* 2008年3月31日、ドイツ連邦議会の野党左翼党会派と同会派所属議員のうち3名の議員は、「2008年G8サミットに関するドイツと日本の治安関係官庁の協力」と題する29項目にわたる質問を連邦政府に対して提出し、4月18日、この質問に対する連邦政府の回答が連邦議会印刷物に公表された。

質問の趣旨

当該質問書の冒頭に付された質問者の説明によれば、近年サミットに対する抗議活動が過酷な取締りを受けており、2007年のドイツのハイリゲンダムサミットにおいても徹底的なデモの禁止とドイツ連邦共和国建国後最大規模の軍隊の出動が行われたこと、同サミットの2か月後の2007年8月に連邦刑事局長が訪日して日本の警察庁長官と会談したことから、日本の治安当局がドイツの治安当局との情報交換を通じてドイツの経験から「学ぼう」としているのではないかという懸念を反対運動家たちは抱いている。このような事情を踏まえ、日独の治安当局がサミットに関してどのような協力を行っているのかを質したいというのが質問の趣旨である。

主な質問と回答

以下、質問と回答の主な部分を抜粋して紹介する。

問1 2007年8月にドイツの連邦刑事局長が日本の警察の代表と行った協議の対象は何か。

(答) 日本の治安当局の代表との会談は、一般的な経験の交流と警察活動上の協力という枠組みでの両国の協力の改善と強化に役立つものであった。

問2 ドイツの連邦刑事局長又は他のドイツの治安担当官庁の代表者は、これまで日本側に2008年のG8又はデモ隊への対応についてどんな助言を行ったか。

(答) 連邦刑事局長の訪日に際して、日本側に対していかなる具体的な助言も行っていない。会談は一般的なもので、刑事警察的領域における専門的な経験の交流を中心とするものである。日本のG8サミットに関しては、いわゆる「黒いブロック」その他のドイツで知られているグループのメンバーに発する日本のG8サミットにとっての危険について、現在のところいかなる認識も得ていないことを日本側には伝えた。

問6 事実として連邦刑事局長は、グローバル化反対運動グループが主張しているように、グローバル化を批判する人々の動向についての情報交換を約束したのか。

(答) 個人情報保護法上可能な範囲で、日本におけるG8サミットに対する危険性の

度合いを評価するために必要と思われるあらゆる情報を提供することが約束された。

問7 上記の会談の機会に、日独のいずれかの側がグローバル化への批判者をひとまとめに「過激派」(extremistische Gruppen)と呼んだ事実はあるか。もしそうなら日独のどちらがそう呼んだのか。

(答) そのような事実はない。双方のどちらからもグローバル化への批判者を「過激派」と称したことはない。

問9 これまで日本の治安当局とは、グローバル化に批判的な組織、メディア又は個人についての情報が交換されたのか、もしそうであれば、ドイツ側、日本側双方でどの官庁がそれに参加し、どのような情報が交換されたのか(詳細に答えていただきたい)。

a) EU-SEC プログラム(ヨーロッパにおける主要行事期間中のセキュリティーに関する国による調査の調整プログラム)の枠組みでの情報のやり取りは行われたのか、行われたとすればどんな形態で行われたのか。

b) 上記プログラムで用意されている質問票は日本に伝達されたのか、またその場合どの部署に対して渡されたのか。

(答) 日本の警察庁の質問事項への回答において、連邦刑事局は、グローバル化に批判的な組織に関する情報を伝え、その際、明示的に、過激派と評価されているグループ・組織とそうでないものとの区別を行っている。この関連で、日本の当局には、ドイツ法によれば、個人関係情報の提供は、重大な犯罪が行われるであろうという事実による根拠が存在するか、又は戦闘的なグローバル化への反対者が日本において行われる可能性のある暴力的な抗議行動に参加するであろうという明確な警告が存在する場合にのみ許容されることを伝えた。

問13 日本の治安当局に対して、洞爺湖サミットに関してドイツのデータファイルが届くようにする意図はあるか。もしそうであれば、法的根拠は何か。

(答) 潜在的に暴力的行動の準備をしているドイツの妨害者が日本での2008年のG8サミットに参加する可能性があるとの認識が存在する場合には、個人関係情報を日本側に引き渡すつもりである。外国の警察当局に対する個人関係情報の提供は、連邦刑事局法第14条(訳注:連邦刑事局の国際的分野での協力の権限についての規定)に基づくものである。

(参考文献)

Deutscher Bundestag, Drucksache 16/8685, 16/8844.

(山口和人・海外立法情報課)